

番号：19a00713

国名：ジョージア国

担当：農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム

案件名：ビジネスを志向したモデル農協構築

### 1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：農協システム
- (2) 格付：2号～3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

### 2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2020年1月中旬から2020年3月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.25M/M、現地 1.43M/M、合計 1.68M/M
- (3) 業務日数：国内準備期間 2日 現地業務期間 43日 国内整理期間 3日

### 3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2019年12月18日（水）（12時まで）
- (4) 提出方法：専用アドレス（e-propo@jica.go.jp）への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

（[https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition\\_2019.pdf](https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf)）をご覧ください。なお、JICA 本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年12月27日（金）までに個別に通知します。

### 4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
  - ①業務実施の基本方針 26点
  - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：
  - ①類似業務の経験 33点
  - ②対象国又は同類似地域での業務経験 20点
  - ③語学力 5点
  - ④その他学位、資格等 12点

(計100点)

類似業務	農業開発に係る各種業務（農協同組合振興に係る業務経験を有することがなお望ましい）
対象国/類似地域	ジョージア/全途上国
語学の種類	英語

## 5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：なし
- (2) 必要予防接種：なし

## 6. 業務の背景

ジョージア国（人口約372万人）では、1991年にソビエト連邦から独立後、集団農業システムの崩壊と市場経済化が進行し、農業セクターにおいても集団農場の解体と農地改革の結果、多数の小規模農家が出現した。

現在、農村における農業以外の就業機会はほとんどなく、GDPに占める食品など農業関連産業の占める割合は6.3%に過ぎないが、一方で、当国の単位当たりの農業生産性の低さは際立っており、国際競争力の弱さにつながっている。その最大の要因は土地の細分化であり、非効率な土地利用が生産性の向上や農業の発展を大きく阻害している。また、小規模農家は組織化が進んでおらず、生産技術や法制度等に関する知識が普及していないことに加え、農村レベルでも農機具、倉庫、冷蔵設備、加工施設等の機材やインフラが不足している。

そこで、ジョージア国政府は農業セクター開発戦略（2015-2020）において、食料安全保障や貧困削減のために農業セクターの競争力強化や生産性向上を重点目標として定め、2013年に農業協同組合開発庁（なお、同機構は現在、同じく農業省の下部組織である農村開発庁（Agricultural Rural Development Agency：以下、「ARDA」という。）に統合された）を創設し、単位面積あたりの土地の生産性の向上や開発を推進するため、農業協同組合の設立を促進してきた。その結果、近年、農協の設立数が急速に増加し、現在は2,000団体を超えたが、一方で農家の加入率は約1.7%と極めて低い状況となっている。その背景として、旧ソ連時代の集団農場の負のイメージや知名度の低さに加え、設立された農協が組織的に未だ脆弱であり、地方の農家に対して農機具・資材等の共同購入や生産物流通、技術指導、営農資金の融資などのサービスや支援が提供できないことが大きな要因となっている。特にアグリビジネスについては全くの初期段階にある。

そのため、ジョージア国政府は、農協など農業者団体の役割と機能の強化を通じて農業生産性と農家所得の向上を図るべく、我が国に対し、日本の農協制度をベースとしてジョージア国に適した農協モデルを構築し、同モデルを全国の農協に普及していくための協力を要請越した。

## 7. 業務の内容

本業務従事者は、別途派遣する JICA 短期専門家（2名を想定、それぞれ農協政策、農協制度を担当。以下、JICA 専門家）と協力し、ジョージア農業省 ARDA をカウンターパート（以下「C/P」）機関とし、ジョージア国における農業セクターや農業協同組合の現状を把握した上で、日本の総合農協を中心とした農協システムの経験を踏まえ、農業省や ARDA に対して、ジョージア国の農業セクターの特性に合わせた農協のモデル構築に向けた助言や提言を行う。

本業務従事者は、他の JICA 専門家よりも先に派遣され、地方の農協の実態調査等を通じ、農協側の視点から、農業省や ARDA が実施する農業施策や地方の農産物開発において農協が果たすべき役割や機能、農協改革の方向性について検討し、C/P に助言するとともに、農業省に対する政策提言につなげる。他の JICA 専門家は、国または地方自治体の視点から、農業開発における農協の保護や育成、活用に関する政策及び制度設計について改善点や整備すべき事項を検討し、農業省や C/P に対して助言を行うとともに、本業務従事者と共同して政策提言を取りまとめる。

なお、我が国の農協に関する詳細な紹介や具体的な技術移転は、2020年度から開始が予定されている国別研修において実施する予定である。本業務従事者は、2020年度以降に国別研修を通じて得る予定の我が国の農協システムの経験や知見について、ジョージア国への導入に必要な政策面や制度面での環境整備に向けた助言や政策提言に必要な知見や情報を提供することが期待される。

具体的な業務内容は、以下のとおり。

- (1) 国内準備期間（2020年1月中旬）

- ①ジョージア政府から提出された要請書や既存の文献、JICA 報告書、他ドナー報告書、ジョ

ージア政府作成の関連報告書等を参照し、ジョージア国の農業セクター及び農協の現況と課題を把握する。また、これまで EU が実施してきた協力 (European Neighborhood Programme for Agriculture and Rural Development (ENPARD) や、その中の一つ Capacity Building to Agriculture Cooperatives Development Agency (ACDA) Project) の概要を把握・分析する。

② JICA 農村開発部及びジョージア支所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。

③ ワークプラン (英文) を作成し JICA 農村開発部による確認ののち提出する。併せて、ジョージア支所にもデータを送付する。

## (2) 現地業務 (2020 年 1 月下旬～2 月下旬)

① 現地業務開始時に、JICA ジョージア支所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。

② 当国の 2,000 以上にのぼる農協に関し、ARDA などから組合員数、資本金、対象作物、業務やサービスの内容、経営形態などの登録データの情報収集やヒアリングを通じて、規模や経営の現状、生産能力、事業内容、経営形態について把握する。情報が不足している場合には、全国 11 地区について各地区 1～2 農協のサンプルを選定した上で、郵送や電話での補足調査の実施を支援する。また、特に零細 (10 人前後) な農協について、10 農協程度を目途に直接、訪問し、現場での農協の実態を調査する。

③ 上記②の結果をもとに、現在、ARDA が進めている農協の規模拡大や経営改善に係る施策に対して助言を行う。特に農協への組合員による出資の仕組みや事業資金の確保、信用制度の導入、収入源の多様化、地域を単位とする総合農協化、連合体制の構築などを実現するための農協法の改正や具体的な施策などについて具体的に助言を行う。

④ 「ジョージア農業開発戦略 5 年計画 (Strategy for Agricultural Development in Georgia 2015-2020)」 (以下、「5 年計画」という。) の内容を把握し、個々の農業施策において農協が担うべき、又は担うことが望ましい役割や機能について分析する。

⑤ 農協による農産物流通の現状、ARDA を中心とした政府の施策やドナーによる農協・農家支援プログラムの内容について把握し、課題や問題点を分析する。

⑥ 特定の地方をモデルとして取り上げ、C/P とともに同地方において農業生産に関連する中央・地方行政、試験研究機関、技術普及機関、農業関連企業などの現状や果たしている役割、機能、活動／施策、農家及び農協に対する支援やサービスの現状について調査する。取り上げるモデル地方は、C/P と協議の上、農業省や地方 (レギオニ) 政府が特産品の開発に取り組んでおり、ARDA も農協の改革 (規模の拡大) に取り組んでいる地方などから選定する。プロポーザル作成にあたっては、西ジョージア SAMEGRELO ZEMO SVANETI 地方を例として業務内容について提案を行うこと。ただし、他地方についての提案がある場合には、その理由も記した上でプロポーザルにて提案することも可とする。

⑦ 上記①～⑥の結果を踏まえ、地方において農業生産の向上や農産物の産地形成を図っていくために必要な農協を核とした地域協働体制の構築について、必要となる各組織や活動／施策などの改善事項について整理し、農業省や ARDA、地方政府との間で改善の可能性について協議を行う。

⑧ 上記⑦の結果も踏まえ、他の JICA 専門家 (農協政策、農協制度) と協力して政策提言書として取りまとめ、農業省や ARDA に対し、以下の内容についての政策提言を行う。本業務従

事者は、農協の経営や業務（サービス）の視点から政策提言案の検討を行う。

ア) 農協の規模拡大や経営改善に向けた施策（農協法の改正を含む）

経営システムの改善（組合員の出資の仕組み、収入源の多様化、信用事業の導入など）、地域を単位とした総合農協化の促進など。

イ) 農家・農協による農産物流通（輸出を含む）や販売に対する政府の支援の可能性

市場や販売拠点の整備、市場調査の実施とこれに基づいたビジネスプラン（作付け、出荷計画、収支見通し含む複数年計画）作成に関する農協への技術指導など。

ウ) 地方における農協を核とした地域協働体制の構築

地方における農業生産の向上や農産物の産地形成、販路拡大や流通促進を図っていくために、地方政府のイニシアティブや権限／役割の強化、中央政府との関係、農業試験・技術普及サービスの活用、民間企業の持つ知見の効果的な活用など。

エ) 各農業施策における農協の役割の次期5か年計画への反映提言

現在の5か年計画には明確に記載されていない各農業施策における農協の役割や機能について、上記ア)～ウ)の内容も含め2021年以降の次期計画への反映について提言する。

⑨担当分野に関する活動結果について、JICA ジョージア支所等への報告に参加する。

(5) 帰国後整理期間（2020年2月下旬～3月上旬）

①帰国報告会に出席し、担当分野の現地業務結果の報告を行う。

②専門家業務完了報告書（和文）を監督職員に提出・報告する。

③2020年度から開始する予定の農協育成に関する国別研修に盛り込むべき研修項目についてJICAに提言を行う。

## 8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

なお、本契約における成果品は（1）～（3）のすべてとし、電子データをもって提出することとする。

(1) 業務ワークプラン（全体）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容(案)などを記載。

英文3部（JICA 農村開発部、JICA ジョージア支所、C/P 機関へ各1部）

(2) 専門家業務完了報告書（和文3部）

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務報告書（和文）を作成し、2020年3月2日までにJICA 農村開発部に提出し、報告する。

農業省やARDAに提言した内容については、参考資料として添付・提出。体裁は簡易製本とし、電子データを併せて提出する。

## 9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます。

航空経路は東京⇒ドーハ⇒トビリシ⇒ドーハ⇒東京を標準とします。

## 10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は 2。契約予定期間等に記載の数値を上限とします。また、派遣期間については、2020 年 1 月下旬～2 月下旬の間で提案してください。

②現地での業務体制

本案件では、要請されている内容に係る活動を実施するため、複数の専門家の派遣による活動を想定しています。想定している専門家構成は、以下のとおりです。

- ア) 農協政策（直営） 1週間程度
- イ) 農協制度（直営） 2週間程度
- ウ) 農協システム（本件コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAジョージア支所及びカウンターパート機関による便宜供与事項は、以下のとおりです。

- ア) 空港送迎：あり
- イ) 宿舎手配：あり
- ウ) 通訳（日本語⇄グルジア語）手配：あり
- エ) 車両借上げ：あり
- オ) 業務開始時の現地日程のアレンジ：C/Pとの初回の協議のみアレンジします。
- カ) 執務スペースの提供：ARDA内に執務スペースを提供します。

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料をJICA農村開発部農業・農村開発第一グループ第二チーム（TEL:03-5226-3156）にて配布します。

- ・事前の現地調査報告書
- ・要請書(写)

②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス（prtm1@jica.go.jp）宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール：

- ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
- ・本文：以下の同意文を含めてください。

「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。

②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICAジョージア事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。

加えて、安全管理を徹底すべく、本業務従事者は現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に登録してください。

③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行ってください。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速

やかに相談してください。

- ④ 本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以 上